

宮城県公安委員会が行う宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例  
施行規則

平成17年3月31日

宮城県公安委員会規則第10号

宮城県公安委員会が行う宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則を次のように定める。

宮城県公安委員会が行う宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則

公安委員会が行う宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成16年宮城県条例第54号）の施行については、知事が行う公社等外郭団体への関わり方の基本的事項の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。